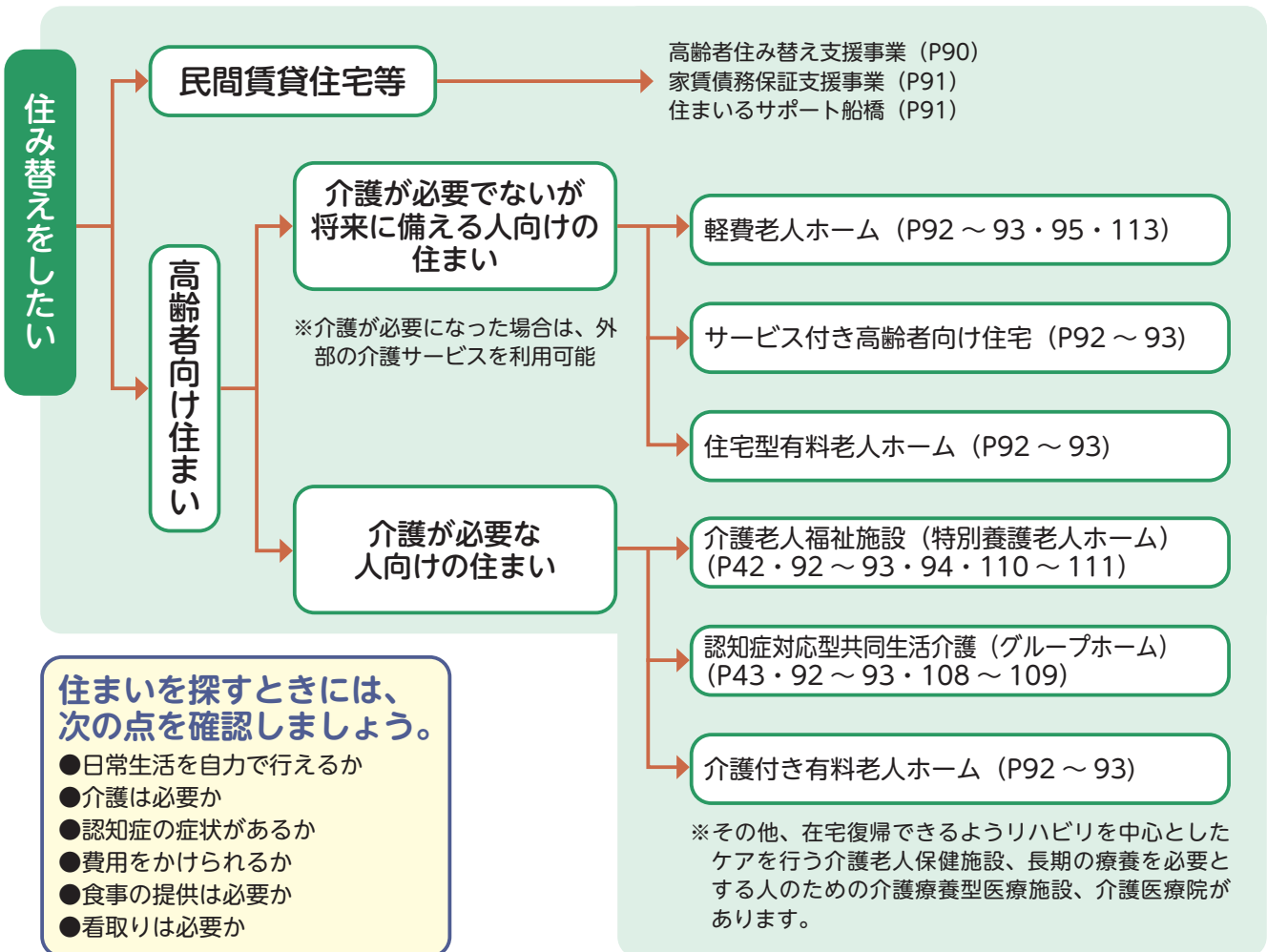
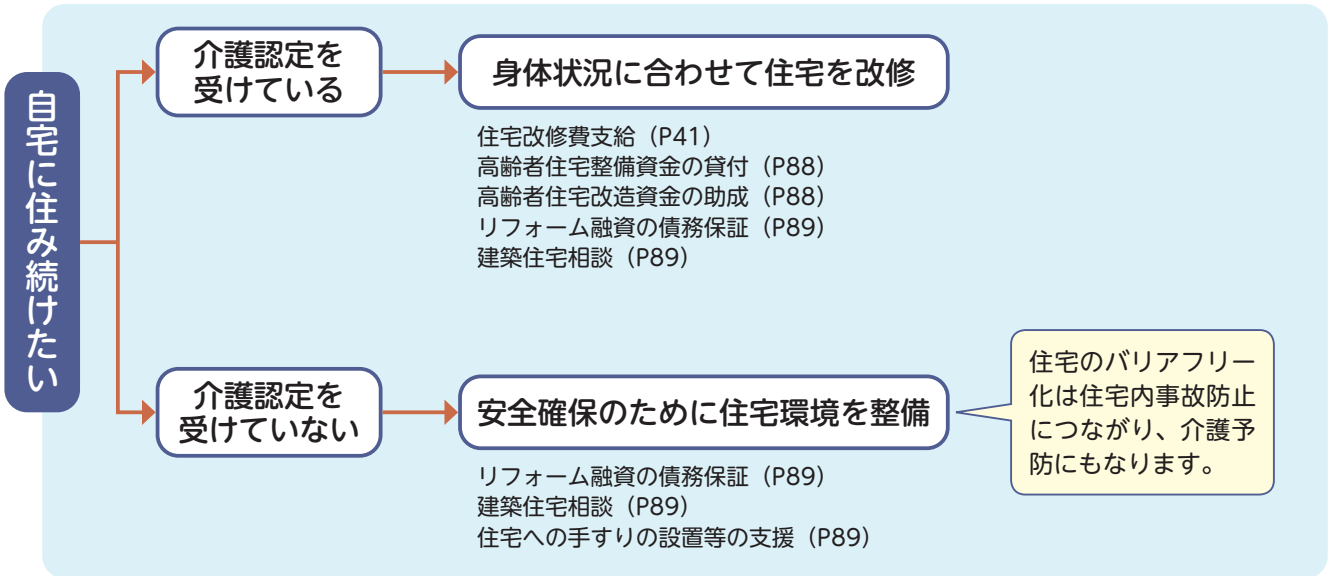


14 高齢期の住まい方

14-1 高齢期の住まい方

高齢期になると、一人ひとりの身体状況、家族・経済状況により、住む場所に工夫が必要になります。希望や状況に応じた住まいを考えてみましょう。



⑭-2 高齢者住宅整備資金の貸付

日常生活で介護を必要とする65歳以上の人や同居する家族に対し、浴室やトイレなどを整備するために住宅の補修や増改築をする場合に、資金を無利子で貸付します。

こちらの制度をご利用される人は、工事を始める前にご相談ください。申請受理後、必要書類の審査、現地調査を行った後、貸付の可否決定をします。そのため、工期は余裕をもって申請してください。

- 貸付要件
 - ①貸付を受ける人が1年以上市内に居住していること
 - ②連帯保証人を立てられること等 ※この他にも要件があります。
- 貸付限度額
 - 500万円
 - ・浴室 130万円
 - ・居室 240万円
 - ・トイレ 110万円
 - ・その他 100万円
- お問い合わせ
 - 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎047-436-2352

⑭-3 高齢者住宅改造資金の助成

市では介護保険の住宅改修費支給(41ページ参照)とは別に、要支援・要介護の認定を受けている人のために、浴室、トイレ等の改造、手すりやスロープの設置など、住宅の改造をしようとする場合に、その資金を助成します(併用ができる場合もあります)。

こちらの制度をご利用される人は、工事を始める前にご相談ください。

なお、すべての工事が対象ではありません。まず、高齢者福祉課へお問い合わせください。

- 申請できる人
 - ①市内に1年以上居住していること
※賃貸住宅に居住している人も利用できます。
 - ②生計中心者の市民税・県民税の額が32万円以下の世帯
※市民税・県民税額が最も多い人を生計中心者とします。
※世帯分離等の場合でも、同居していて生計が同一と考えられる場合は、同一世帯とみなします。
 - ③助成対象者が要支援1～2・要介護1～5の認定を受けていること
※ただし、要支援1～2・要介護1～2の認定者にあつては、申請する改造の総工事費が150万円(消費税含む)以下であること。また、過去に同制度を利用したことがないこと。

なお、助成対象者と別世帯の人が申請する場合、助成対象者も上記①②の要件を満たす必要があります。
- 助成額
 - 助成の対象工事に下記の助成率を掛けた額(上限50万円)
 - 市民税・県民税課税世帯 50% 市民税・県民税非課税世帯 100%
 - ※申請受理後、必要書類の審査、現地調査を行った後、助成の可否決定をします。
そのため、工期は余裕をもって申請してください。介護保険の住宅改修費支給対象工事は、介護保険の支給が優先されます。
- 助成方法
 - 「償還払い」が原則ですが、施工事業者が介護保険の住宅改修費受領委任払いの登録事業者であれば、「受領委任払い」も可能です。
- お問い合わせ
 - 高齢者福祉課 在宅支援係 ☎047-436-2352

⑭-4 リフォーム融資の債務保証

住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度(リフォーム融資)を利用して、60歳以上の方が自ら居住する住宅のバリアフリー工事、ヒートショック対策工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、(一財)高齢者住宅財団がリフォーム融資の債務保証を行う制度があります。

- お問い合わせ (一財) 高齢者住宅財団 ☎03-6880-2781

⑭-5 住宅への手すりの設置等の支援

高齢になっても自宅に住み続けられるよう、手すりの設置などバリアフリー化等の費用の一部を助成しています。 ※令和5年度の「自宅」の受付は終了しました。



| | 自宅 | 分譲マンション共用部分 |
|--------|--|---|
| 対象者 | 原則として同居者全員が下記の認定または交付を受けていないこと ①要支援・要介護の認定 ②身体障害者手帳1、2級の交付 ③療育手帳(A)の1～Aの2の交付 ※断熱改修については、上記の①②③を受けていても、助成を受けることができます。 ◆その他要件あり | 市内に既存する分譲マンションの管理組合 ※その他要件あり |
| 対象工事 | 手すり・スロープの設置、断熱改修工事等(自宅については3万円以上の工事が対象) | |
| 助成額 | 工事費用の10分の3(上限10万円) | 工事費用の3分の1または助成対象マンションの専有部分の戸数に2万円を乗じた額のいずれか低い額(上限100万円) |
| お問い合わせ | 住宅政策課 ☎047-436-2712 | |

※申込みは工事着手前

⑭-6 建築住宅相談

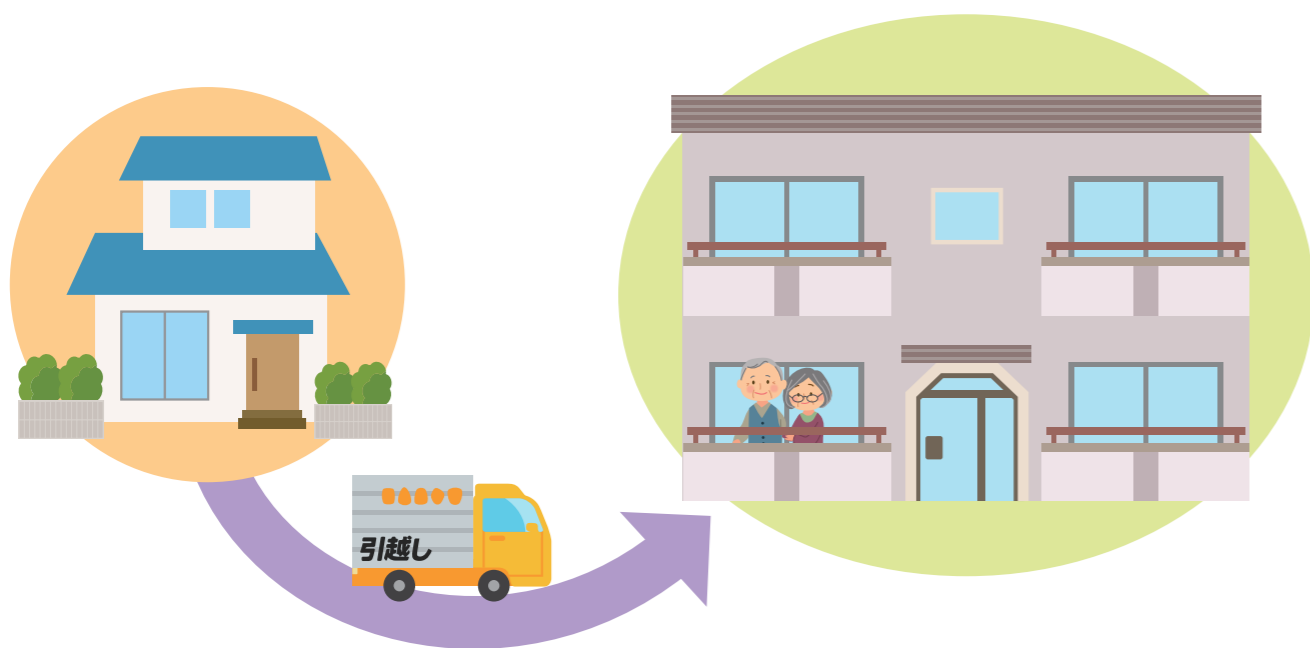
- サービス内容
 - 高齢者や障害者に配慮したバリアフリーに改造したいとお考えの人に、建築士や増改築相談員*による無料相談を行っています。
 - ※増改築相談員とは住宅の新築工事またはリフォーム工事に関する実務経験を10年以上有し、専門的な知識をもった相談員です。
- 相談場所
 - 船橋駅前総合窓口センター
- 相談日時
 - 予約制(相談時間は30分)
 - 第2火曜日 午前10時～午後2時30分
 - 第2水曜日 午後5時～午後6時50分
 - 第2土曜日、第4土曜日及びその翌日の日曜日 午後1時15分～午後3時45分
- 電話相談
 - 船橋増改築相談員協議会 ☎047-466-3831
 - 平日 午前9時から午後6時 ※火曜のみ午後1時から午後6時
- お問い合わせ
 - 住宅政策課 ☎047-436-2712



⑭-7 高齢者住み替え支援事業

市内に居住している高齢者が、身体的、経済的な理由等により、住環境を改善するため、市内の賃貸住宅に住み替える場合に助成（上限15万円）を行い、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で住み続けられるように支援します。

- 引越し先の条件 ア. 市内の賃貸住宅
（ア、イ、ウ 全てに該当する住宅） イ. 1階の部屋またはエレベーター等の昇降設備がある
ウ. 耐震性能を有する建物
- 対象 市内に1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている65歳以上の高齢者のみで構成される世帯（単身を含む）で、世帯の収入が月額214,000円以下であること
※その他要件あり
- 助成額 礼金、仲介手数料、引越費用（半額）の合計（15万円を限度）
- 申込み 申請書と必要書類を住宅政策課へ
- お問い合わせ 住宅政策課 ☎ 047-436-2712



⑭-8 家賃債務保証支援事業

住み替えにあたって、家賃債務保証会社と家賃債務保証契約を締結する低所得者のうち、高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等に対して、家賃債務保証契約時に要する費用の一部を助成します。

- 対象 次のいずれかに該当する世帯
①全員が60歳以上の世帯（18歳未満の同居親族を含む場合も可）
②小学校就学前の子供を含む世帯
③18歳未満の児童と同居し扶養するひとり親世帯等
④身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、療育手帳（Aの1～Bの1）、戦傷病者手帳（第1款症以上）の交付を受けている人の世帯等
※その他要件あり
- 助成内容 家賃債務保証契約時に要する初回保証料の2分の1（上限15,000円）
- 申込み 申請書と必要書類を住宅政策課へ
- お問い合わせ 住宅政策課 ☎ 047-436-2712

⑭-9 安心して入居できる賃貸等の情報提供

高齢者単身・夫婦世帯等が安心して居住できる「サービス付き高齢者向け住宅」の情報を提供します。また、賃貸住宅への入居を支援する制度として、60歳以上の人を対象に高齢者住宅財団が家賃債務を保証する制度があります。

- お問い合わせ
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の情報の閲覧については
サービス付き高齢者向け住宅専用ホームページ（<https://www.satsuki-jutaku.jp/>）および住宅政策課（市役所6階）でも閲覧できます。
 - ・家賃債務保証については
（一財）高齢者住宅財団 ☎ 03-6880-2781

⑭-10 住まいるサポート船橋（船橋市居住支援協議会）

高齢者世帯、障害者世帯などを対象に協力不動産店等と連携して、民間賃貸住宅の物件情報の提供や見守りサービスなどをご案内します。

- お問い合わせ 住まいるサポート船橋（船橋市社会福祉協議会内）
☎ 047-437-0055

⑭-11 高齢者向け住まいの比較

高齢者のための住まいには様々な種類があり、それぞれ特徴があります。希望や状況を整理して、自分にあった住まいを探しましょう。

| 名称 | 概要 | 対象者 |
|---------------------------|--|---|
| サービス付き 高齢者向け住宅 | 居室の広さや設備、バリアフリー等の条件を備え、安否確認や生活相談のサービスを受けられる住宅。居室面積原則 25m ² 以上（風呂・台所等、高齢者が共同して利用するため、十分な面積を有する場合は 18m ² 以上） | 原則 60 歳以上 |
| 高齢者向け 優良賃貸住宅（UR） | 床の段差の解消や手すりの設置など、高齢者の人向けに改良を行った賃貸住宅。一定の所得以下の人には家賃軽減措置がある。また、緊急時対応サービスが利用できる（有料）。 | 60 歳以上 |
| 高齢者等向け 特別設備改善住宅（UR） | 浴室の段差の緩和、設備の改善、緊急時連絡通報用装置の設置等を行った賃貸住宅。 | 60 歳以上 |
| 有料老人ホーム （住宅型・介護付き） | 介護、食事の提供、家事、健康管理のいずれかのサービスを受けられる施設で、特別養護老人ホームやグループホームなど他の施設ではないもの。 | 施設により異なります。 |
| 軽費老人ホーム | 低額な料金で、食事の提供その他日常生活に必要なサービスを受けられる施設。 | 60 歳以上 身体機能の低下が認められ、また高齢などのため、独立して生活することに不安が認められる人 |
| 認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） | 認知症の高齢者が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けながら、共同生活をする住居。 | ・船橋市民 ・認知症の診断を受けた要支援 2 および要介護 1 から 5 の人 |
| 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） | 常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設。 | 原則要介護 3 以上 |

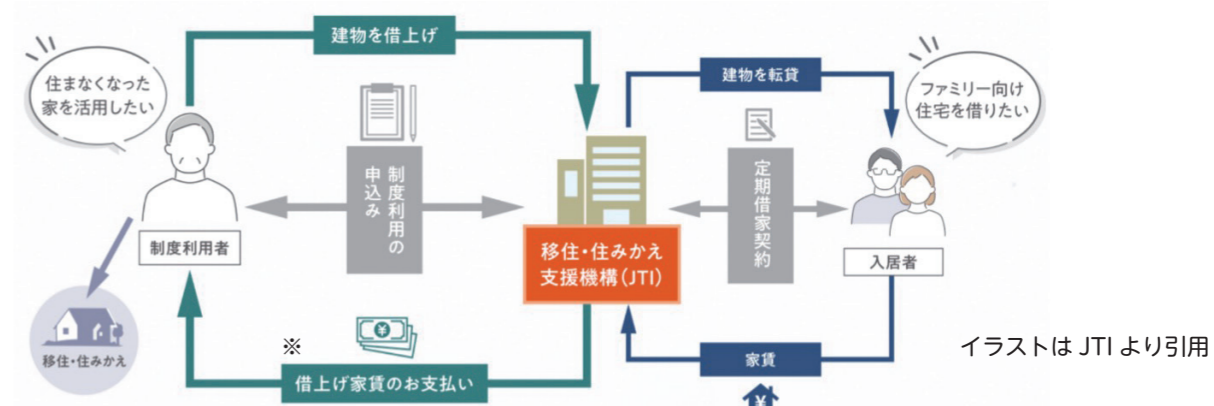
| 契約形態 | 前払金 (市内の目安) | 月額費用 (市内の目安) | 申込先 | 情報入手先 | 掲載 ページ |
|---|---------------------|---------------------------|---------------|---|----------------------------|
| ・建物賃貸借契約 または終身建物 賃貸借契約 ・生活支援サー ビス契約 | 敷金家賃の 0～3 カ月 | 各住宅により異なり ます。 | 各住宅 | サービス付き高齢者向け住 宅情報提供システム 専用ホームページ https://www.satsuki-jutaku.jp/ ・住宅政策課 ・各住宅 | |
| 普通借家契約 | 敷金家賃の 2 カ月 | UR 営業センターに お問い合わせください。 | UR 営業 センター | UR 営業センター | |
| 普通借家契約 | 敷金家賃の 2 カ月 | UR 営業センターに お問い合わせください。 | UR 営業 センター | UR 営業センター | |
| ・建物賃貸借契約 または終身建物 賃貸借契約 ・利用権契約 | 施設により 異なります。 | 施設により異なります。 | 各施設 | ・高齢者福祉課 ・各施設 | |
| 入所契約 | 30 万円まで (A 型はなし) | 63,000 円～ 150,000 円程度 | 各施設 | ・高齢者福祉課 ・各施設 | P95 P113 |
| 入居契約 | 敷金家賃の 0～6 カ月 | 施設により異なります。 | 各施設 | ・高齢者福祉課 ・各施設 | P43 P108 P109 |
| 入所契約 | なし | P47～49参照 | 各施設 | ・高齢者福祉課 ・各施設 | P42 P94 P110 ～111 |

マイホームを活用して住み替えを考える【マイホーム借上げ制度】

住まなくなったマイホームを、移住・住みかえ支援機構（JTI）が借り上げ、所有者様に代わって賃貸管理をおこなう制度です。住宅が賃貸可能な限り、終身にわたってお預かりします。手続きや入居者トラブル等、面倒な大家仕事は JTI が代わって対応いたします。また、1 人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても、毎月賃料を受け取ることができます。

なお、空室時の賃料については、JTI に万が一のことがあっても、（一財）高齢者住宅財団による債務保証基金が設定されていますので、安心して制度をご利用いただけます。

●お問い合わせ（一社）移住・住みかえ支援機構（JTI） ☎ (03)5211-0757



※万が一の場合に（一財）高齢者住宅財団による債務保証基金が設定されています。